



来月から税の申告が始まります

2月17日(月)から市民税・都民税の申告期間となります。なお、所得税の確定申告は東村山税務署が管轄する業務となります。申告期間中に限り、市でも確定申告の受付を行います。ご相談できない内容もありますので、ご来庁前に必ず詳細をご確認ください。

※前年の収入(所得)や控除を申告することは、市民税・都民税の税額の算定や各種保険料の算定、福祉関連手当などの判定、課税・非課税証明書の発行をするために必要です。

※期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回当たりの納税額が多くなりますのでご注意ください。

▶市民税課 ☎ 042-460-9827

申告期間

2月17日(月)～
3月17日(月)

市民税・都民税&所得税申告早分かりチャート

☐ 年末調整を受けていない給与収入がある(例: 中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方 [※])
☐ 給与と所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている
☐ 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入の合計が20万円を超えている
☐ 給与と所得の年末調整は受けたが、その他の控除(医療費控除 [※])があり、所得税の還付を受けられる
☐ 公的年金等の収入が400万円を超えている
☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている
☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの控除があり、所得税の還付を受けられる
☐ 土地・建物などの譲渡所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある
☐ 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある。または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる
☐ 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける
☐ 所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付を受けられるか知りたい

一つも当てはまらない方は

☐ 給与収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている
☐ 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「公的年金等支払報告書」が支払者から市に提出されている
☐ 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、合計所得金額が45万円以下である
合計所得金額が45万円以下である
☐ ※各種保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険 [※])や保育料の算定、非課税証明書の発行、その他福祉関連手当などの判定のため、申告が必要な場合があります。
☐ 令和7年1月1日現在、居住地が西東京市以外の方
※令和7年度の申告については、令和7年1月1日にお住まいの自治体にお問い合わせください。

一つでもチェック☑が入った方は

申告は不要です

確定申告の相談に必要となるもの

- マイナンバーカード、または番号確認書類および本人確認書類(原本)
※市の申告受付窓口に来られる方は、上記の写しもお持ちください。
- 令和6年中の所得が分かる書類(源泉徴収票、支払調書[※])
※お持ちでない場合、相談をお受けできません。
- 各種控除を申告する方は、その証明書類(原本)
(例)生命保険料の控除証明書、障害者手帳[※]
- 作成済みの医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
- 申告者の口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方)
- 昨年確定申告をされた方は、その控え
※提出書類は原本をお預かりするため、控えが必要な方は事前に写しを取ってください。

市で相談をお受けできない所得税の確定申告

下記に該当する方は、東村山税務署にご相談ください。

- 源泉徴収票がない給与所得および公的年金所得
- 海外からの年金収入
- 青色申告
- 収支内訳書が未完成の営業・農業・不動産所得
- 配当所得
- 個人年金(相続または贈与などに係る生命・損害保険契約に基づくもの)
- 暗号資産
- 総合譲渡所得
- 分離所得となるもの(株式・土地建物等譲渡所得、先物取引、退職所得)
- 住宅ローン控除(特別控除申告書兼計算明細書によるもの)
- 国外居住親族に係る扶養控除
- 明細書が未完成の医療費控除
- 雑損控除・災害減免・外国税額控除
- 市外居住の方の申告
- 過去の年分の申告(令和5年分以前の申告)
- 準確定申告(亡くなった方の申告)

市民税・都民税の申告をしてください

必要となるもの

- 令和7年度 市民税・都民税申告書
- マイナンバーカードまたは番号確認書類および本人確認書類(原本)
- 令和6年中の所得が分かる書類(源泉徴収票、支払調書[※])
※お持ちでない場合、相談をお受けできないことがあります。
- 各種控除を申告する方は、その証明書類(原本)
(例)生命保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳[※]
- 申告書の入手方法
- 昨年中に市民税・都民税の申告書を提出した方や市に転入し、かつ国民健康保険に加入された方は、1月24日(金)に申告書と返信用封筒を郵送します。
- 市民税・都民税申告書は、1月24日(金)から市 ☎ から印刷することもできます。
- 右表「市民税・都民税、確定申告書の配布場所」に記載の場所で配布します。

<提出先>

〒188-8666

市役所 市民税課市民税係

郵送による提出にご協力ください。

※申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

市民税・都民税、確定申告書の配布場所

場所	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月3日(月)～2月14日(金)
	2階申告会場 2月17日(月)～3月17日(月)
防災・保谷保健福祉総合センター1階	2月3日(月)～2月10日(月)
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎 2月12日(水)～3月10日(月)
	防災・保谷保健福祉総合センター6階 3月11日(火)～3月17日(月)
柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所	2月3日(月)～3月17日(月)

※(出)・(回)・(祝)を除く

※所得税の確定申告書も上表のとおり配布しますが、税務署からの配布数に限りがあり、数日で配布を終了する場合があります。

※所得税の確定申告書のダウンロードや作成は、国税庁 ☎ 「確定申告書等作成コーナー」からもできます。

市民税・都民税申告と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

会場		日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
				相談	提出 [※]	相談	提出 [※]
出張窓口	新町福祉会館	1月29日(水)	【柳沢公民館・ひばりヶ丘公民館】 午前9時30分～11時30分 午後1時～2時30分	○	○	－	○
	ひばりヶ丘公民館	1月30日(木)		○	○	－	○
	芝久保公民館	1月31日(金)		○	○	－	○
	柳沢公民館	2月3日(月)	【上記以外の会場】 午前9時30分～午後1時 (注意)午前9時までは、会場へ入れません。	○	○	－	○
	下保谷福祉会館	2月4日(火)		○	○	－	○
	住吉会館ルピナス	2月5日(水)		○	○	－	○
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎地下1階	2月12日(水)～3月10日(月)	午前9時30分～午後3時	○	○	－	○
	防災・保谷保健福祉総合センター6階	3月11日(火)～3月17日(月)	午前9時～午後4時 ※市民税・都民税の申告は、午後5時 [※] まで	○	○	○	○
田無庁舎2階展示コーナー		2月17日(月)～3月17日(月)	午前9時～午後4時 ※市民税・都民税の申告は、午後5時 [※] まで ※2月21日(金)・2月28日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
防災・保谷保健福祉総合センター6階 ※税理士による無料申告相談		2月12日(水)～2月14日(金)	午前9時30分～午後3時30分	－	－	○	－

事前にご確認ください

※(出)・(回)・(祝)を除く

※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。

※受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。

※車での来場は、ご遠慮ください。

※「税理士による無料申告相談」以外の全ての窓口は、市職員が対応します。税務署の職員はいません。

〈所得税の確定申告〉

●税理士による無料申告相談については、市報1月1日号2面をご確認ください。

●市職員による所得税の申告相談は、左ページ下部記載のとおり、お受けできない場合があります。

●確定申告の「提出[※]」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

控除対象となる社会保険料[※]

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告額は、令和6年1月1日～令和6年12月31日に納付した額(過年度分を、令和6年中に納付した場合を含む)です。納付額が不明な場合は、下記までご連絡ください。

※申告の際に領収書や証明書の添付は不要

- 国民健康保険料…保険年金課国保加入係 ☎ 042-460-9822
- 後期高齢者医療保険料…保険年金課後期高齢者医療係 ☎ 042-460-9823
- 介護保険料…高齢者支援課介護調整係 ☎ 042-420-2814

国民年金保険料

申告には、次のものが必要です。

①令和6年9月30日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付された控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書

②令和6年10月1日～令和6年12月31日の間に(①の対象者を除く)保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証明書

☎ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話からは ☎ 03-6630-2525へ

●武蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411 (ナビダイヤル)

▶保険年金課国民年金係 ☎ 042-460-9825

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

介護保険サービス

令和6年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となります。詳細はお問い合わせください。

☎ ●東村山税務署 ☎ 042-394-6811

●高齢者支援課 ☎ 042-420-2813

おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、要介護認定を受けており、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもありますので、あらかじめお問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2816